

自由同和

大阪版



運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 469

2026年(令和8年)3月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111

■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <https://jiyudowa-osaka.org>

2026(令和8)年度 同和問題の早期完全解決に向けた要望書回答(468号から続く)

課題別要求 3-(1)福祉

①介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。

福祉部高齢介護室介護支援課

介護保険法において、国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、包括的に推進するよう努めなければならないとされています。

令和5(2023)年度における大阪府の要介護(要支援)認定者数は約57万人、介護給付費は約8,030億円となっており、制度創設時[平成12(2000)年度]と比べてそれぞれ約3.6倍、約4.4倍に増加しています。

こうした大阪府の現状や法の趣旨を踏まえ、高齢者が要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化等に取り組む府内市町村と緊密な連携を図りながら、大阪府高齢者計画に基づく施策の推進に取り組んでまいります。

②低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、生活困窮となった家庭への支援状況等はどのようにしているのか、また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生活の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが、府立高校に於いて「ヤングケアラー」に関する実態調査が実施されたが、この一年で大阪府教育庁が把握された件数、教育と福祉の連携がされているのか並びに取り巻く現状と課題と取り組みを明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 教育庁教育振興室高等学校課/市町村教育室小中学校課

生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、様々な相談を受け付け、福祉事務所やハローワークなど関連機関と連携しながら、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、生活再建に向けた寄り添った対応をしております。

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施しており、令和6年(2024)度に学校において、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが支援した延べ件数は2,848件となっており、スクールソーシャルワーカー等が校内ケース会議等での教職員に対する助言や、関係機関との連携によりヤングケアラーを支援しています。

ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、そのためには、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉行政との連携については、福祉部を事務局とした関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取り組みの方向性について情報共有等を行っています。

引き続き、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。

小中学校においては、教育と福祉の連携に向けて、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう補助を行い、福祉機関等との連携促進を図っています。

また、府内小学校5・6年生対象の「すくすくウォッチ」におけるヤングケアラーの把握に関わるアンケート結果分析により、ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、丁寧な話を聞き取る必要が明らかになったことから、公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置することに加え、令和3(2021)年度より拡充した小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和6(2024)年度からさらに拡充し、政令市を除く市町村の全ての小学校に定期的な配置を行いました。

加えて、ヤングケアラーを含め、家庭支援が必要なケースへの支援に向けて、教育と福祉の連携が充実するよう、スクールソーシャルワーカーの連絡会に、市町村の福祉部局担当者やコミュニティソーシャルワーカーが参加し、協議する機会を設けています。相互の制度や活動内容の理解の促進が必要であることから、それぞれ可能な支援を出し合いながらグループワークを行う等、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めています。

引き続き、各市町村・学校において、ヤングケアラー等支援の必要な児童生徒の早期発見・把握がより進み、適切な支援につなげるため、専門家の効果的な活用等、相談体制が充実するよう支援してまいります。

③悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月に改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが、この1年の件数と状況を明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局家庭支援課 福祉総務課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、令和5(2023)年度15,140件、令和6(2024)年度15,561件と依然高い水準で推移しております。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うなど体制の強化を図ってきたところです。

一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。

このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急

受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。

また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。

また、職員の資質向上のため、職員向けの研修としては、府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

④高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。また、地域における「(街かど)デイハウス」など物価高騰の煽りを受け経営難と聞き及んでいる。

大阪府はどのように考えているか明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課/高齢介護室介護支援課

高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービス圏域」におけるCSW、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都道府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、4つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取り組みを進めています。

今後もしばらく、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援し、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。

大阪府では、全国平均と比べ、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合が高く、後期高齢化率もますます高くなっていくことが見込まれます。

このため、市町村においては、高齢者の介護予防の促進や社会的孤立を防止するため、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の中で、地域包括支援センターを中心に、高齢者の一般介護予防や社会参加の促進、居場所づくり等に努めているところです。

また、市町村における高齢者の生きがいづくりや健康づくりの取組である街かどデイハウスについても、大阪府は、地域福祉・高齢者福祉交付金により市町村を通じて支援しているところです。

なお、民間の協力事業者との間で「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各事業所の業務を通じた行方不明高齢者の早期発見・保護や高齢者の見守りなどの取組も進めているところです。

⑤平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が図られてきたが、府内の市町村では、受給サービス日数や時間の上限の有無などで対応に格差が生じている。大阪府では、各市町村で各人の障がい状況等を踏まえ適切に支給決定されるよう助言等しているとのことだが、各市町村にどのような助言等を行ったのか明らかにされたい。また、市町村の対応に格差が生じている件について、大阪府としての考えを明らかにされたい。

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

障がい福祉サービスの支給決定については各市町村において、サービスの利用を希望する申請者から提出されるサービス等利用計画案や個別のサービス利用意向の聴取の結果、市町村審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととされています。

大阪府においては、支給決定については、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、市町村指導の機会を通じて助言を行うとともに、ひとり一人の実情に応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう毎年市町村に通知等しております。

今後とも、それぞれの障がい状況等を踏まえ各市町村で適切に支給決定されるよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。

3-(2)雇用・産業

①同和問題をはじめ様々な課題を有する人々の自立のための能力開発等雇用対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課・人材育成課

同和問題をはじめ様々な課題を有する人びとの自立を促進し、安定就労を実現していくためには、職業能力の開発・向上は重要であると認識しています。

このため、令和7(2025)年度は、高等職業技術専門校(4校)において、学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練(20科目、660名定員)と、在職者を対象としたテクノ講座(139コース、1,715名定員)を実施しています。また、令和7(2025)年度から、受講機会の拡大や利便性向上を図るため、求職者訓練の定数内で受講できる「社会人訓練」や、校外での在職者訓練「出かけるテクノ講座」、ものづくり企業やそこで働いている在職者のニーズ調査を実施しています。加えて、民間教育訓練機関を活用した委託訓練(214コース、5,134名定員)により、職業能力開発の推進に努めているところです。

障がい者に対しては、大阪障害者職業能力開発校(7科目、115名定員)と北大阪高等職業技術専門校(1科目、20名定員)、夕陽丘高等職業技術専門校(3科目、30名定員)のほか、社会福祉法人を活用した障がい者特別委託訓練(5施設、133名定員)や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練(16コース、188名定員)を実施するとともに、在職者を対象としたテクノ講座(15コース、97名定員)を実施しています。

また、大阪府では、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、自己実現の達成を図るため、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行っています。

今後とも、国や市町村などと連携して、就職困難者に対する雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

②障がい者の雇用に関しては、精神障がい者も平成30年度から雇用義務の対象になり、更に法定雇用率も令和3年3月1日から2.3%に引き上げられたが、大阪府における令和5年6月1日での集計で民間企業が達した割合は、46.1%とやっと半数に近づいたところだが、令和6年4月からは法定雇用率が2.5%に引き上げられたことなどで令和6年6月1日時点では41.7%になり4.4ポイント低下したことから、違反する企業をなくし障がい者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課

大阪府では、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)」に基づき、契約や補助金など府と関係のある法定雇用未達成事業主に対し、法定雇用の速やかな達成に向けて誘導や支援を行っています。また、法定雇用率未達成の特定中小事業主(府内のみに事務所・事業所を有する常用雇用労働者40人以上100人以下の事業主)に対しても、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求めるとともに事業主個々の状況に応じた計画の作成や達成に向けて支援を行っています。

さらに、障がい特性の理解と雇用を促進するための企業向けセミナーや職場実習受け入れのコーディネートを展開しております。企業向けセミナーでは、高等支援学校等の見学と企業の事例紹介を組み合わせたセミナーや、合理的配慮の提供義務に関するセミナーなどを開催しています。

また、特に求職者数が増加している精神障がい者(発達障がい者を含む)の雇用、職場定着のため、精神障がい者を中心とした職場体験受け入れマッチング会や人事担当者等を対象とした先進企業での職場体験を取り入れた研修の開催、啓発冊子の配布など幅広い取組みを通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の支援を継続的に行っています。

加えて、今年度は、はじめて障がい者雇用を進めようとする事業主向けに、新たに障害者雇用率制度に加わった特定短時間労働や通勤困難な精神・発達及び重度障がい者の在宅ワーク等について事例収集し、情報提供・啓発(事例集の発行、HP等)することによって、中小企業の障がい者雇用を促進します。

③物価高騰により、年金だけでは生活が苦しい高齢者の就労支援対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課

大阪府においては、国・市町村との役割分担及び連携に基づき、昨今の雇用就業に対する多様なニーズ等に対応した施策を推進するため、

- 1) OSAKAしごとフィールドでの就職支援
- 2) シルバー人材センター事業の推進
- 3) 商工会・商工会議所と連携した高齢者雇用関係セミナーの実施
- 4) 市町村における就労支援事業に対する支援を中心として、高齢者の就業促進に取り組んでいるところ

今後とも、高齢者の就業促進にかかる施策を効果的かつ効率的に推進してまいります。

④大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援する事業を実施されているが、今年度の第1期は申請数に達したため受付を終了し、第2期については定められた期間を経過したため受付を終了している。奨学金返還支援制度は企業と従業員の両方にメリットがある制度であるため、本制度の導入を支援する本事業については、来年度以降も是非とも継続されたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課

本事業は、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、そのことによる府内中小企業における人材の確保・定着につなげるため、緊急かつ集中的に実施しているものです。

この間、制度の導入を支援してきた企業の事例や成果を広く発信するなどにより、更なる府内企業への導入を促進してまいります。

3-(3)住環境

①旧同和地区の公営・改良住宅の耐震・老朽化による建て替えについて明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、積極的に払い下げを促進され、民間事業者等の力を活用するなど工夫を行い、公営住宅だけでなく混住化を図るためにも中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備部住宅建築局居住企画課

公営・改良住宅は、昭和40年代(1965～74年)に建設されたものが多く、現在の水準からみると規模や設備が十分でない住宅や、高齢者・障がい者への配慮が十分でない住宅、また耐震性が十分でない住宅が認められ、その対応が必要です。

大阪府としては各市町に対し、住宅ごとに建替えや改善の事業を示す「公営住宅等長寿命化計画」の策定や改定について指導を行っているところです。

また、コミュニティバランスの問題が生じていることから、地域の実情に即して、建替えや改善により居住水準の向上を促進するとともに、建替え余地等を活用した多様な住宅供給や施設の導入等を進め、多様な世帯の居住を促進します。

②団塊の世代の高齢化等により高齢者と若者が共存できる「定住魅力あるまちづくり」「人権のまちづくり」「ノーマライゼーション」の理念を取り入れられたい。

都市整備部住宅建築局居住企画課

「住まい」は、人々の暮らしを支える生活の基盤であり、社会生活や地域におけるあらゆる活動を支える拠点です。令和3(2021)年12月に改定した「住まうビジョン・大阪」では、多様な人々がいきいきと暮らし、誰もが住みたいと感じる居住魅力あふれる都市の実現を基本目標としております。

そのため、地域の人権尊重を基調として、高齢者だけでなく子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心・快適に住み続けられるよう、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図りながら定住魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えています。

また、良好な住環境とコミュニティの形成を図るためには、まちづくり協議会等の地域住民組織やNPOの参画等により、公と民のパートナーシップによるまちづくりを促進することも重要です。

今後とも、大阪府では、各市町が公営・改良住宅の建替えや改善に際しては、住まいのバリアフリー化を推進するとともに、入居者募集においては、若年世代の入居機会を創出するなど、コミュニティにも配慮しつつ取組が進むよう、市町に対し助言していきます。

3-(4)女性

①「おおさか男女共同参画プラン」の昨年の進捗状況を明らかにされたい。

府民文化部男女参画・府民協働課

大阪府では、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、府民や事業者と共に、男女共同参画を推進していくことを基本姿勢とした「大阪府男女共同参画推進条例」を制定するとともに、令和3

(2021)年3月に、本条例に基づき「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定しました。

毎年度、大阪府男女共同参画条例第10条に基づき、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」(年次報告)として、「おおさか男女共同参画プラン」の推進状況等を公表しています。

なお、現行の同プランの計画期間は令和7(2025)年度までとなっていることから、令和6(2024)年1月に大阪府男女共同参画審議会に対して、次期プラン策定について諮問し、審議会でのご審議を経て、令和7(2025)年8月に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申を得たところです。

現在、令和7(2025)年11月から12月にかけて実施したパブリックコメントでいただいたご意見等を整理、公表に向けた作業を行い、年度内に計画の成案が得られるよう進めています。

今後とも、本条例及び男女共同参画プランに基づき、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

②「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメントは防止の措置を講じることになっているがマタニティハラスメントも平成29年1月から防止の措置を講じなければならなくなり相談窓口の設置が義務化された。大阪府労働相談センターにおけるマタニティハラスメントに関する令和6年度の相談件数について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課

大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、マタニティハラスメントを含む、令和6(2024)年度の「育児・介護休業」に関する相談件数は163件で、「男女均等待遇」に関する相談件数は22件です。

大阪府では、「男女雇用機会均等法」に基づき、国(大阪労働局雇用環境・均等部)と連携して、法の趣旨の周知を図るため、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを含む職場のハラスメントの防止・対応についてまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページへの掲載を行い、事業主等への周知・啓発に努めています。

③令和3年6月15日より改正ストーカー規制法が一部施行されたが、大阪府が把握されている令和6年度の「女性相談センター」の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局家庭支援課

大阪府では、女性相談センターなど大阪府内7箇所の機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところです。令和6(2024)年度の大阪府内7箇所の配偶者暴力相談支援センターのDV相談対応件数は、3,301件となっています。市町村における令和6(2024)年度のDV相談対応件数は、18,189件となっており、どちらも依然として高水準で推移しています。令和2(2020)年度から内閣府が「DV相談+ (プラス)」でメールやチャットでの相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など相談窓口の強化が図られています。

また、大阪府女性相談センターでは、ストーカー規制法への対応も含め、DV相談以外にも広く女性からの電話相談や来所相談に対応しており、令和6(2024)年度の女性相談対応件数は10,471件(DV相談含む)となっています。

今後も引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

3-(5)人権・文化・啓発

①大阪府は、令和2年1月22日より「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を 施行されましたが、各市町村との連携とその後の状況を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権企画課

大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができるとともに、社会的な実現をめざし、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に向けた取組を進めています。

こうした取組の一環として、パートナーシップ宣誓証明制度を実施していない府内市町村にお住まいの性的マイノリティの方を対象に、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を令和2(2020)年1月から実施しています。

さらに、制度を利用している方の転居に伴う手続の負担軽減を図るため、令和7(2025)年12月末現在で、府内市町村を含む全国285自治体間(22府県263市町村)で連携しています。

引き続き、性的マイノリティの人権問題に対する理解の増進を図るとともに、当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。

②「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、「大阪府人権相談窓口」ならびに、「ネットハーモニー」の相談状況・救済方法を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

ヘイトスピーチにより被害に遭われた方への対応については、大阪府人権相談窓口において、人権に関わる相談を受け付け、必要な情報提供や適切な専門機関を紹介しているほか、インターネット上におけるヘイトスピーチについては、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口「ネットハーモニー」において相談を受け付けるとともに大阪府へ情報提供を行い、大阪府において必要に応じてプロバイダへの削除要請や、発信者への説示・助言を行っています。

なお、令和6(2024)年度のヘイトスピーチに係る相談件数については、大阪府人権相談窓口は2件で、ネットハーモニーは3件でした。

また、令和7(2025)年度については、11月末現在、ヘイトスピーチに係るプロバイダへの削除要請件数は0件で、発信者への説示・助言は0件です。

今後とも、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、ヘイトスピーチの解消の推進に関する施策に取り組んでまいります。

③識別情報の摘示を「人権侵犯事件処理規定」の調査の対象に加えたことと、個人ではなく関係行政機関からの通報で一気に新規受理件数が増えた。令和6年の同和問題関係での新規処理件数は499件になっており、そのうち関係行政機関からの通報は390件になっているが、この状況について大阪府としての考えを教えてください。

府民文化部人権局人権擁護課

法務省において、同和地区の識別情報の摘示を「人権侵犯事件調査処理規程」の調査対象として明確化し、関係行政機関からの通報受け付けを強化したことは、インターネット上の差別解消に向けた国の強い姿勢を示すものであると認識しております。

大阪府では、今後とも、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、プロバイダへの削除要請や法務省への通報、発信者への説示・助言等を行い、インターネット上のあらゆる差別の解消に向けた取組を推進してまいります。

本府における法務省への通報件数は、令和5(2023)年度40件、令和6(2024)年度88件、令和7(2025)年度は11月末時点で92件と、年々増加傾向にあります。また、このうち同和地区の識別情報の摘示に関する通報につきましても、令和5(2023)年度39件、令和6(2024)年度67件、令和7(2025)年度は11月末時点で88件と、同様に増加しております。